

第3章 事前対策

1 危機管理マニュアルの作成及び検証

(1) 危機管理マニュアルの作成

各部署は、それぞれの所管に係る危機に関する事前対策、応急対策及び事後検証を迅速且つ的確に実施するため、この指針に基づき、関連部署及び関係機関等と十分に協議・調整し、危機事案別にマニュアルを作成することとする。危機管理マニュアルに記載すべき事項は、個別の危機事案によって異なるが、共通的事項については、「個別マニュアルに関する整備の手順」に例示する。

また、各部署はマニュアル作成の際に、危機事案に応じて、休日・夜間も含め迅速且つ的確な対応が可能となる所要員数が確保されるよう非常参集要員をあらかじめ指定しておくなどし、非常参集のための連絡網の整備等を定め日ごろから庁内イントラなどの活用により職員間で共有するよう努める。

(2) マニュアルに基づくシミュレーションの実施と検証

各部署は作成したマニュアルについて、シミュレーションを実施し、マニュアルの検証を行う。

(3) 危機管理担当及び危機管理事務担当への報告

各部署は、危機管理マニュアルを作成したとき又は見直しを行った時には、各部の危機管理事務担当者が危機管理担当に提出する。

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 基本的な考え方

各部署は、平常時から休日・夜間の場合にも対応できる情報の収集・伝達体制を整備する。また、国、県、関係機関を含めた情報提供体制を整備する。

(2) 防災情報システム等の整備

市は、災害情報等を迅速且つ的確に収集・伝達・処理するため、情報通信施設の安全を確保するとともに、総合的な防災情報システム等を整備する。

3 訓練の実施

市は、職員の実践的能力の向上と危機管理体制の強化を図るため、策定したマニュアルに沿った訓練等を実施する。

4 関係機関等との協力体制の整備

(1) 県及び関係機関との連携

各部署は、平常時から県、他の市町村、自衛隊、警察、消防機関、医療機関、ライフライン事業者、交通事業者、学校法人、商工団体等の関係機関や、報道機関等と連携を図り、連絡窓口などを確認しておく。

(2) 防災組織等との連携

市は、自主防災組織や防災・防犯活動等を行う住民組織などの結成の促進、育成を図る。

(3) ボランティア団体等との連携

各部署は、ボランティアが被害者や関係機関のニーズに応じて円滑に行動できるよう、平常時からボランティア団体等との連携を積極的に推進する。

5 市民への情報提供と危機管理意識の向上

各部署は、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関連部署、関係機関等と連携し、市民が必要とする情報を遅滞なく提供するとともに、ホームページや広報紙などを通じて、市民の危機管理意識の向上を図る。

6 避難計画と緊急資材の備蓄

各部署は災害時の避難計画等に基づき避難所の設置・運営の方法について、あらかじめ取り決めておく。また、必要な資材の検討を行い、計画的に備蓄する。